

公 示

九州運輸局長
令和5年4月21日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和5年5月2日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第2号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

	申請者	申請概要	営業区域	備考
5-3	徳永 賢一	<p>○遠距離割引の廃止</p> <ul style="list-style-type: none">・特定大型車：「15,000円を超える部分につき1割引」・大型車：「5,000円を超える部分につき3割引」・普通車：「5,000円を超える部分につき3割引」 <p>○公共的割引（高齢者割引1割引）の廃止</p> <ul style="list-style-type: none">・高齢者割引は、公的書類（免許証・健康保険証等）により年齢（70歳以上）を確認し、会員証を発行し乗車時に会員証を提示した場合に適用する。	福岡交通圏	